

5. 届出

5-1 騒音関係の届出

届出の種類	法的根拠		届出期間	摘 要
	騒音規制法	県条例		
特定施設設置届	6条	53条	工事着手の 30日前	新たに特定施設を設置しようとするとき
特定施設使用届	7条	54条	法律適用日 から30日 以内	新たに地域指定等が行われた場合、地域 等指定以前に既にその地域に特定施設を 設置していたとき
特定施設の種類ごとの数 変更届 ^{※)}	8条	55条	工事着手の 30日前	6条又は7条による届出をしたものにつ いて、その特定施設の種類ごとの数を 変更するとき
騒音の防止の方法変更届	8条	55条	工事着手の 30日前	6条又は7条による届出をしたものにつ いて、その騒音の防止の方法を変更 するとき
氏名等変更届	10条	57条	変更日から 30日以内	氏名（名称、住所、所在地）に変更が あったとき
特定施設使用全廃届	10条	57条	廃止日から 30日以内	特定工場等の特定施設のすべての使用 を廃止したとき
承 継 届	11条	57条	承継があった 日から30日 以内	特定施設の譲渡、賃貸、相続、合併等 に伴い、届出をしたものの地位が承継 されたとき

※) 第8条第1項ただし書きの規定について

環境省令で定める変更の届出を要しない範囲内とは、特定施設の種類ごとの数を減少する場合及びその数を当該特定施設の種類のに係る直近の届出により届け出た数の2倍以内の数に増加する場合であり、これに該当する場合は届出を要しない。従って、特定施設の更新や大型化は、いずれも特定施設の種類の数は増加しないので届出は要しない。

【例】 最初の届出 5台

一回目増設 5台（計10台）・・・届出を要しない

二回目増設 1台（計11台）・・・最初に比べて2倍以上となり、届出を要する